

SHINWA NEWS

賃上げ税制の拡充等について

令和6年12月
(No.13)

令和6年度の税制改正により賃上げ促進税制が強化され、さらなる税額控除を受けることが可能となりました。今回は新たに創設された項目を中心にご紹介します。

[1] 制度の概要

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度で適用されます。

大企業向けでは高い賃上げに対し、税額控除割合を強化しました。

また、中堅企業の枠を創設し、教育訓練費増加率の要件も緩和、子育て・女性活躍支援について積極的な企業には、さらに上乗せ控除ができるようになりました。

上乗せ要件については、一方のみ適用、併用も可能です。

中小企業向けでは、当期の税額から控除できなかった額は、5年間の繰越ができるようになりました。

(1) 全企業(大企業向け)

青色申告書を提出する全法人又は個人事業主が対象となります。

上乗せ分も含め、最大35%の税額控除を受けることができます。(限度額：法人税等の20%)

基本		上乗せ①		上乗せ②(新設)	
適用要件 (継続雇用者給与等支給額の増加割合)	税額控除率	要件 教育訓練費の増加率	税額控除率	要件 子育て両立・女性活躍支援	税額控除率
3%	10%	10% (要件緩和)	+5%	プラチナえるぼし 又は プラチナくるみん の認定	+5%
4%	15%				
5%(新設)	20%				
7%(新設)	25%				

※「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに該当する場合は、マルチステークスホルダー方針の公表及びその旨の届出が適用の要件となります。

(2) 中堅企業向け(新設)

青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の一定の法人又は個人事業主が対象となります。

上乗せ分も含め、最大35%の税額控除を受けることができます。(限度額：法人税等の20%)

基本		上乗せ①		上乗せ②(新設)	
適用要件 (継続雇用者給与等支給額の増加割合)	税額控除率	要件 教育訓練費の増加率	税額控除率	要件 子育て両立・女性活躍支援	税額控除率
3%	10%	10%	+5%	えるぼし3段目以上 又は プラチナくるみん の認定	+5%
4%	25%				

(3) 中小企業向け

青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主が対象となります。

上乗せ分も含め最大45%の税額控除を受けることができます。(限度額: 法人税等の20%)

基本		上乗せ①		上乗せ② (新設)	
適用要件 (全雇用者給与等支給 額の増加割合)	税額控除率	要件 教育訓練費の増加率	税額控除率	要件 子育て両立・女性活躍 支援	税額控除率
1.5%	15%	5% (要件緩和)	+10%	えるぼし2段目以上 又は くるみん以上 の認定	+5%
2.5%	30%				

当期の税額から控除できない額については、5年間の繰越しが可能ですが、適用にあたっては以下の要件を満たす必要があります。

- ① 繰越が生じた年度の申告で一定の明細書を提出すること
- ② 繰越控除を行う事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年より増加していること

[2] くるみん・えるぼし認定について

(1) 【くるみん・プラチナくるみん】認定とは

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認証を受けた証です。

次世代育成支援対策推進法に基づき行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成、一定の基準を満たした企業が申請を行うことにより認定を受けることができます。

くるみんの認定基準は、男性の育児休業等取得率、女性の育児休業等取得率など10項目あります。プラチナ認定は、くるみん認定を受けたのうち更に高い認定基準を満たすことにより受けられます。

(2) 【えるぼし・プラチナえるぼし】認定とは

女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の企業として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。

女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出をし、自社の女性活躍に関する状況について自社のHP等に公表した企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定を受けることができます。

えるぼしの認定段階は、女性の採用・管理職比率など5つの基準があり、その基準の達成率に応じて3段階あります。

プラチナ認定は、えるぼし認定を受けた企業のうち、特に優良である等の一定の要件を満たすことにより認定を受けることができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡ください。